訪問介護事業所　東郷
指定訪問介護および指定訪問型（相当）サービス
運営規定

（事業の目的）

第１条　社会福祉法人文珠福祉会が設置経営する訪問介護事業所　東郷（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護および介護予防・日常生活支援総合事業における指定訪問型（相当）サービスの事業（以下「訪問介護サービス等」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所のサービス提供責任者、訪問介護員等の職員が利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的或いは精神的負担の軽減を図るために、要介護状態等の利用者に対し、適切な訪問介護サービス等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所の職員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活における援助等を行う。

２．利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

３．本事業の運営にあたっては、関係市町及び地域の保健・医療・福祉サービスを提供する他の事業者とも密接な連携を図り、総合的なサービスに努める。

４．訪問介護サービス等の提供終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報提供を行う。

５．全各項のほか、市町村が定める基準及びその他の関係法令等の内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1)　名　称　　訪問介護事業所　東郷

(2)　所在地　　福井市東郷二ヶ町２７－１５－３

（職員の職種及び員数）

第４条　事業所の職員の職種及び員数は、次のとおりとする。

(1)　管理者　　１名　（B　１名）

(2)　サービス提供責任者　　１名　（B　１名）

(3)　訪問介護員　　2.5名（サービス提供責任者を含め常勤換算）（B、D）

＊　A:常勤で専任　B:常勤で兼務　C:非常勤で専任　D:非常勤で兼務

（職員の職務内容）

第５条　前条に定める職員の職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者は、事業所と職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、訪問介護サービス等の実施に関し、事業所の従事者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者は、下記に挙げる業務を行う。

・（介護予防）訪問介護計画書（訪問型相当サービス計画）（以下「訪問介護計画書等」という。）の作成・変更を行い、利用者の申込みに係る調整をする。

・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携をとり、より良いサービスの提供にあたる。

・訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握する。

・訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施する。

(3) 訪問介護員等は、訪問介護サービス等の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第６条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日は通常月曜日から土曜日までとする。但し、年末年始の１２月３１日から１月３日までを除く。

(2) 営業時間は、午前８時３０分から午後５時３０分までとする。

(3) ２４時間連絡可能な体制をとる。

(4) 営業日以外のサービスの提供については必要に応じ事業所が可能な限り個々に対応する。

（手続き等）

第７条　事業所は、訪問介護サービス等の提供に際し、あらかじめ訪問利用申込者又はその家族に対し、サービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用者又はその家族に対し同意を得る。

２．事業所は、サービス提供を求められた場合に、その者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護・要支援認定等の有無及び有効期間等を確認する。さらに、認定審査会の意見の記載がある時は、その趣旨に沿ってサービスの提供を行う。

（事業内容）

第８条　事業所の事業に係る内容は、次のとおりとする。

(1) 身体介助・生活援助

(2) 利用者の日常生活全般の状況及び希望をふまえて、訪問介護サービス等の目標と具体的内容を記載した計画を作成し、その内容について利用者またはその家族に対し説明を行い同意を得た上で、訪問介護計画書等を交付し、その計画に

基づき利用者が日常生活を行う援助を行う。

(3) 訪問介護サービス等を提供した際は、サービス提供記録へ提供日、内容等を記載する。

（利用料金およびその他の費用）

第９条　指定訪問介護サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定訪問介護サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から介護保険負担割合証に記載の割合に基づく額の支払いを受けるものとする。また、指定訪問型（相当）サービスを提供した利用料の額は、各市町村が定める第一号事業に要する費用の額とし、当該指定訪問型（相当）サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から介護保険負担割合証に記載の割合に基づく額の支払いを受けるものとする。

２．前項の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に事業内容や費用を説明した上で、その支払いに同意する旨の文書に署名押印を受ける。

３．前項の費用の支払いは、現金又は利用者の金融機関口座からの引き落としにより、指定期日までに受ける。

４．利用者の都合により事前連絡がないキャンセルに対しては、当日自己負担額の全額をキャンセル料として徴収するものとする。但し、入院等やむを得ない事情の場合は除くものとする。

（通常の実施地域）

第 10 条　事業の実施地域は、大野市と福井市のうち、上文殊、東郷地区とする。

（緊急時の対応）

第１１条　事業所等においてサービスを提供している際に、利用者の心身に異変その他の緊急事態が発生した場合は、速やかに利用者のかかりつけの主治医に連絡し、適切な措置を講ずる。

（秘密の保持）

第１２条　職員は正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。さらに、職員であった者が正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講ずる。

（利益供与等の禁止）

第１３条　事業所及び職員は、居宅介護支援を行う事業者又はその職員に対し、当該事業所を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を供与してはならない。

（苦情処理）

第１４条　事業者は、提供した訪問介護サービス等に関する利用者およびその家族からの苦

情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

2　事業者は、提供した訪問介護サービス等に関し、法 23 条の規定による市町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町が行う調査に協力するとともに、市町からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3　事業者は、市町から求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町に報告する。

4　事業者は、提供した訪問介護サービス等に関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法 176 条第 1 項 2 号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

5　事業者は、市町からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町に報告する。

（損害賠償）

第 15 条　事業所は、利用者に対し、訪問介護サービス等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

（記録の整備）

第 16 条　事業所は、本訪問介護サービス等を行うため、訪問申込書、個別記録及び訪問介護計画書等、利用料収納簿その他必要な記録を整備する。

2　事業所は、利用者に対する訪問介護サービス等の提供に関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

（サービス内容等の掲示等）

第 17 条　事業所は、見やすい場所に運営内容、勤務体制、利用料その他サービス内容に関する事項を掲示しておく。

2　事業所は、地域住民やその自発的な活動等との連携・協力を行うなど地域との交流に努める。

3　事業所は、本事業の会計とその他の事業の会計を区分する。

4　この規定に定める事項のほか、本事業の運営に関する重要事項は、当法人と事業所の管理者及び関係者が協議して定める。

（その他運営に関する留意事項）

第 18 条　事業者はすべての訪問介護員等に対し、個別の訪問介護員等に係る研修計画を策定し、当該計画に従い研修を実施する。

(1)　採用時研修　　採用後　２ケ月以内

(2)　職種別研修　　随時

2　事業所は、すべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的に実施する。

（虐待防止に向けた体制等）

第 19 条　管理者は虐待防止に向け本条各号に定める事項を実施するものとする。また、管理者はこれらの措置を適切に実施するための専任の担当とする。

1. 事業所は虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は管理者とする。
2. 　虐待防止委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談・報告体制、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の際の再発防止策の検討等を行う。

3　職員は、年 2 回以上、虐待防止に向けた研修を受講する。

4. 　虐待または虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生と再発防止策について速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

附　則　　この規定は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則　　この規定は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則　　この規定は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則　　この規定は、令和６年４月１日から施行する。